

島根県医療審議会感染症部会設置要綱

(目的)

第1条 保健医療を取り巻く環境の変化等にかんがみ、感染症に迅速かつ的確に対応できるように、感染症の患者等の人権に配慮しつつ、感染症の発生予防や発生時の対応など、総合的な感染症対策を推進するための体制について検討することを目的として、医療法施行令第5条の21及び第5条の22の規定に基づき、島根県医療審議会（以下「審議会」という。）に感染症部会（以下「部会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項について調査審議する。

- ①総合的な感染症対策を推進するための体制に関する事項
- ②感染症予防法における予防計画策定に関する事項

(組織)

第3条 部会に属すべき委員及び専門委員は、審議会の会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 3 部会長は会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 部会は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要と認めるときは、委員又は専門委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(決議)

第5条 前条で決議された事項は、審議会の決議とする。

ただし、部会長の決するところにより、審議会で調査審議することが適当と認められる事項を除くものとする。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、健康福祉部薬事衛生課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は他に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。